

水戸市告示第 326 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条の 3 第 1 項の規定に基づき、行政処分（許可取消し）を行ったので、水戸市廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に係る行政処分の公表に関する規則（令和 4 年水戸市規則第 102 号）第 4 条の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 19 日

水戸市長      高   橋      靖

1 行政処分の対象者の名称及び所在地

名   称   株式会社ティー・アール・ケー

所在地   茨城県東茨城郡茨城町大字上石崎 4557 番地 397

2 行政処分を行った日

令和 7 年 9 月 18 日

3 行政処分の内容

産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し

4 行政処分の根拠法令

法第15条の 3 第 1 項第 1 号

5 行政処分の原因となった事実

株式会社ティー・アール・ケーは、同社の役員が刑法（明治40年法律第45号）第208条の罪を犯し、罰金刑に処せられたことにより、欠格要件に該当した。（法第14条第 5 項第 2 号ニ）

6 当該産業廃棄物処理施設の種類及び設置場所

(1) 種      類   産業廃棄物安定型最終処分場

設置場所   茨城県水戸市下入野町字遠原2227番51の一部及び2227番52

(2) 種      類   産業廃棄物安定型最終処分場

設置場所   茨城県水戸市下入野町字遠原2228番 7，2228番 4，2228番 6，2227番57及び2227番51の一部